

**重要**

## 「みんなで応援商品券」 取扱い加盟店注意事項

### ◇前回の商品券の使用及び混入の場合

お客様が前回の未使用商品券を持参された場合は、使用できない旨をお伝え頂き、納得されない場合は、商品券委員会事務局へ申し出ていただくようお願いください。

商品券を受け取ってしまいますと、金融機関並びに商品券委員会におきましても換金することはできませんので、くれぐれもご注意ください。

### ◇破れや汚れのある商品券を持参された場合

破れや汚れのある商品券は、金融機関で換金できない場合があるため、お客様に商品券委員会事務局で交換できる旨をお伝えください。

なお、商品券を受け取ってしまった場合は事務局まで持参していただければ交換します。

### ◇偽造された商品券では？と疑問がある場合

偽造商品券と思われるような場合は、速やかに商品券委員会へご連絡ください。

商品券は蛍光ピンク色を使用して印刷されていますので、複写等をした場合はマダラまたは黒くなります。

### ◇商品券で販売できないもの

下記の商品・サービス等については、商品券での販売ができません。

- ・国や地方自治体への支払い（税金、手数料、使用料など）
- ・電気、水道、公共サービス料金、NHK受信料
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ・換金性、投機性の高いもの（商品券（電子マネーを含む）、ビール券、図書カード、共通入浴券、ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、乗車券、プリペイドカードなど）
- ・出資や債務の支払い
- ・消費の下支えとは言い難い出資、金融商品（宝くじなど）、資産形成、家賃、地代、駐車場など不動産にかかる支払い
- ・車検時の法定費用（自賠責保険料、印紙、自動車重量税）

高山市プレミアム付き商品券委員会事務局

〒506-8678 高山市天満町5-1（高山商工会議所内）

TEL 0577-36-0510（専用ダイヤル 土日祝を除く 9:00～17:00）

FAX 0577-34-5379

E-mail : info@takayama-cci.or.jp